

事務連絡
令和4年4月19日

介護サービス事業所 管理者様

北九州市保健福祉局
介護サービス担当課長

【重要】新型コロナウイルス感染症の今後に備えた対応について（お願い）

平素より本市の保健福祉行政におきましては格別のご高配を賜り、また、日々新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、福岡県では、4月7日をもって「感染再拡大防止対策期間」を終了しましたが、引き続き福岡コロナ警報は継続しており、県からも高齢者施設等に対する要請が出されています。

第6波では、感染の急拡大により、要介護高齢者においても高齢者施設や在宅で介護サービスを受けて療養をする方が多数ありました。今後、しばらくはその状況が続くことが想定されます。

つきましては、事業所や法人内において、下記の内容を再度ご確認いただき、感染者が発生した場合に備え、ご準備いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 市ホームページを確認し、陽性者が確認された場合の対応の確認

陽性者が確認された場合、初動の対応の早さが、感染拡大を抑えることにもつながります。別紙「新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フローチャート（通所・訪問系サービス）」や「接触者リスト」を改訂しておりますので、ご確認いただき、陽性者が判明した場合の対応について再度、ご確認ください。

2 陽性者・濃厚接触者へのサービス提供継続体制と衛生資材の確認

平時からのマスク、フェイスシールドや発生時に応じるためのガウン、キャップ、ゴム手袋などの在庫状況をご確認ください。発注先などに確認し、発注からどの程度で届くかなど事前に確認をお願いします。

利用者が陽性者や濃厚接触者になり感染対策を講じてサービス提供する必要がある場合に備え、対応できるよう職員を育成し、体制を確保しておいてください。

3 スタッフに感染者や濃厚接触者が発生した場合に備え、シフト等の確認

業務継続計画（BCP）に基づき、スタッフが不足した場合などを想定し、業務内容やスタッフのシフト等を検討・確認ください。

事業所が休止になると、介護サービスが必要な方に適切なサービス提供が困難になることが想定されます。事業所を休止した場合は、必ず、利用者が支障なく生活が続けられるように対策がとられるか、ケアマネージャやご家族に確認し、できるかぎりの支援、協力をお願いします。

※特に、安否確認（在所確認）、食事の方法、緊急時の連絡方法（陽性者である利用者の方が助けを求めることが可能かとその具体的な方法）については、必ず確認ください。

4 陽性者・濃厚接触者となった利用者の新規受け入れ及び感染者が多数発生した高齢者施設への応援派遣の可否について

第6波では、感染の急拡大により、利用者に対するサービス提供の継続に支障をきたした事業所、施設が生じ、既存の協力体制では不足する事例が発生しています。

今後こうした状況に対応するために、訪問看護師やヘルパーの方に感染対策を講じて、居宅や高齢者施設への応援で業務従事をしていただくことや、独居の高齢者の方のショートステイでの一時受入れなどが必要不可欠です。

については、協力いただける介護事業所のリストを市で作成したいと考えております。4月28日（木）までに電子申請で回答をお願いします。どうぞ、ご協力の程よろしくお願いします。

電子申請 URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/ouen>



※なお、感染者や濃厚接触者にサービス提供をしていただく場合は、正しい防護具の着脱方法を身に着けていただく必要があります。

※市では、実際にご協力いただいた事業所に対して、補助金等の支援制度を設けております。また、対応いただいた場合のかかりまし経費については、県の事業継続支援補助金の対象事業所として申請することができます。

<問合せ先>

北九州市保健福祉局介護保険課

居宅サービス係 新谷 梶川

電話：093-582-2771

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フローチャート(通所・訪問系サービス)

陽性

利用者・職員で感染の確認



市に報告

【電子申請】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/surveys-alias/yousei-houkoku2>



利用者が陽性の場合

- 1 陽性者が高齢者で基礎疾患有し、独居等の場合は、原則入院となります。入院先が決まるまで感染拡大防止をして、ご自宅で過ごすことになります。
※感染拡大期においては、無症状者・軽症者については、自宅療養となる可能性があります。
- 2 ケアマネージャ・ご家族に連絡し、自宅療養中の対応についてご確認をお願いします。
特に、**安否確認（在所確認）、食事の方法、緊急時の連絡方法（陽性者である利用者の方が助けを求めることが可能かとその具体的な方法）**について確認をお願いします。

職員が陽性の場合

- 1 職員が陽性の場合、有症状者は、**発症の翌日を1日目として10日間、無症状者は、検体採取の翌日を1日目として7日間、勤務ができません。**

発症日の2日前に
サービスの利用や勤務がある

発症日の2日前に
サービスの利用や勤務がない

接触者リストの作成

接触者リストを作成し、電子申請で市に報告
※接触者リストは、発症日2日前から最終接觸までの接觸者をリストアップしてください。

特段の事情がない場合は、市からご連絡しません。接觸者リストに掲載された方に、事業所で、陽性者が確認されたことを伝え、引き続き、健康観察を行っていただき、体調不良等あれば、かかりつけ医等に相談ください。

【電子申請】<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/sesyokusya>



接觸者リストで濃厚接觸者がいた場合

接觸者リストで濃厚接觸者がいない場合

他の利用者が濃厚接觸者の場合

- 1 濃厚接觸者は、陽性者との最終接觸日の翌日を1日目として7日間外出自粛となります。
- 2 ケアマネージャ・ご家族に連絡し、濃厚接觸者期間の代替のサービス提供などご確認をお願いします。特に、独居や高齢者のみの世帯の場合は、**安否確認（在所確認）、食事の方法、緊急時の連絡方法（濃厚接觸者である利用者の方が助けを求めることが可能かとその具体的な方法）**について確認をお願いします。

職員が濃厚接觸者の場合

- 1 濃厚接觸者は、陽性者との最終接觸日の翌日を1日目として7日間外出自粛となります。ただし、毎日の検査による陰性確認を行えば、業務従事は可能です。
※その際の検査については、市ではご案内や費用負担などは行っていません。

事業所の運営継続や休止については、**陽性者数や濃厚接觸者数、勤務可能職員数等を踏まえ、各事業所で判断することとなります。判断に迷う場合などは、介護保険課にご相談ください。**

市 HP : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800436.html>

トップページ > くらしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護事業所等において新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合等の対応について